

島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金交付等要綱

制 定 令和5年3月10日付け産支第716号
一部改正 令和6年2月26日付け産支第793号

(趣旨)

第1条 島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「関係法令等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）
- (2) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「国規則」という。）
- (3) 補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）

(補助の目的)

第3条 みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とする。

(補助事業の対象及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(事業実施等の手続き、事業実施状況の報告等、事業成果の評価等)

第5条 事業実施主体は、補助金の交付に当たり国交付等要綱第5、第29及び第30に基づき手続きを行うものとする。ただし、事業実施計画書及び事業実施状況報告書の提出期限は農林水産部長が別に通知する日までとする。

(流用の禁止)

第6条 補助金は、別表の区分欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の欄に掲げる事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による申請書は様式第1号のとおりとし、事業実施主体は、交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 事業実施主体は、第7条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第10条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、事前に様式第2号により知事にその旨を報告の上、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 事業実施主体は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第11条 事業実施主体は、第8条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更等の承認)

第12条 規則第9条第1項の規定による申請書は、様式第4号によるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の軽微な変更については、この限りでない。

2 事業実施主体は、別表の重要な変更の欄に掲げるもののほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。

3 知事は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 規則第9条第2項の規定による報告書は、様式第5号によるものとする。

5 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払請求)

第13条 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、様式第6号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、前条の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15条 規則第10条の規定による実績報告書は、様式第8号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき（第12条第1項による廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日までに、実績報告書を知事に提出

しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに前項の実績報告書に準ずる年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、知事が別に定める日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第16条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、知事が別に通知する日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第17条 事業実施主体は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条第1項に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第18条 知事は、第12条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したと場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を当該間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19条 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図られなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第20条 規則第13条第1項第4号に規定する機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第13条第2項に定める財産の処分を制限する期間は、国規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(書類の提出部数及び経由機関)

- 第21条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は1部とし、当該補助事業の事業実施地域を所管する隠岐支庁又は農林水産振興センターを経由して提出するものとする。

(帳簿及び証拠書類)

- 第22条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 事業実施主体（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第11号による交付金調書を作

成しておかなければならない。

- 5 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録により整備及び保管することができる。

(間接補助金を交付する際に付すべき条件)

第23条 事業実施主体である地方公共団体が更に地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、この要綱の第6条、第12条、第14条から第19条まで、第22条及び第23条並びに次の第1号から第3号まで及び次項から第7項までの規定に準ずる条件をそれぞれ付さなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、国規則、国交付等要綱、規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。))に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については定めなく。))においては、市町村長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により市町村長による間接補助金の交付の決定をもって市町村長の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による市町村長の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市町村長に納付させることがあること。

2 市町村長は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、当該間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。))に参加しようとする者に対し、様式第3号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 市町村長は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 市町村長は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第8条による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。

5 市町村長は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を県に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び

前項の規定は当該取得財産については適用しない。

- 7 市町村長は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫交付金相当額を県に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月10日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金交付要綱（令和4年1月20日付け産支第621号）は廃止する。
- 3 前項による廃止前の島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月26日付け産支第793号）

- 1 この要綱は、令和6年2月26日から施行する。
- 2 この要綱の一部改正前の島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表(第4条、第6条、第12条第1項及び第2項関係)

区 分	経 費	事業実施主体	補助率	補助上限等	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業補助（進業）	1 有機農業産地づくり推進事業 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 有機農業実施計画の策定 イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産地の創出	・市町村 ・協議会	ア 定額 イ及びウ 定額※ ※機械リースについては2分の1以内	ア 有機農業実施計画を策定する市町村1か所当たり10,000千円 イ 有機農業実施計画策定後の翌年度は8,000千円 有機農業実施計画策定後の翌々年度は6,000千円 ウ 1事業申請当たり10,000千円	経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 4 事業費又は補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更
	2 有機転換推進事業 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 転換支援事業 イ 転換支援円滑化事業	・市町村 ・協議会	ア及びイ 定額	ア 10a当たり20千円以内 イ アの要望額の1割以内		

	<p>3 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス地産地消の推進 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア メタン発酵バイオ液肥等の利用促進 イ バイオ液肥散布車の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・民間団体等 	<p>ア 定額 イ 2分の1以内</p>	<p>ア 1事業申請当たり 5,000千円 イ 上限なし</p>	<p>経費の欄に掲げるアとイの経費の相互間における30%を超える増減</p>		
	<p>4 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（推進事業） 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 原材料等調達の安定・強化 イ 基盤確立事業実施計画における効果の検証・改良 ウ 事業成果の情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・民間団体等 	<p>アからウ 定額※ ※機械等のリースについては2分の1以内</p>	<p>アからウの合計額で1事業申請当たり 6,500千円</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウの経費の相互間における30%を超える増減</p>		
2	<p>島根県 根みり食システム戦略事業補助（学術興業）</p>	<p>1 グリーンな栽培体系への転換サポート 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会 ・市町村 ・農業協同組合 	<p>ア 定額 イ 2分の1以内 ウ 定額</p>	<p>ア 1地区当たり 3,000千円※ ※有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合は1地区当たり 3,600千円 ※環境負荷低減の取組のうち複数の取組を検討する場合は1地区当たり 3,600千円 イ 上限なし ウ 1地区当たりアの補助金額とその上限額の差額又は300千円のいずれか低い金額</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 4 事業費又は補助金等の30%を超える減 5 成果目標の変更</p>

	2	SDGs 対応型施設 園芸確立 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア SDGs 対応型産地づくりに向けた検討会の開催 イ マニュアル作成・情報発信 ウ 環境影響評価の実施 エ 新技術による栽培実証 オ 省エネ機器設備・資材等による加温体系実証	・協議会	アからエ 定額 オ 2 分の 1 以内	アからオの 合計額で 1 事業申請当 たり 70,000 千円※ ※エに取組 まない場合 25,000 千円	経費の欄に 掲げるアから オまでの経費 の相互間にお ける 30%を 超える増減		
3	島 根 み り の 食 料 シ ス テ ム 戦 略 緊 急 対 策 事 業 補 助 金 整 事 業 (備 業)	1	持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうちバイオマス産地消施設整備 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 建設工事費 イ 製造請負工事費 ウ 機械器具費	・市町村 ・民間団体等	アからウ 2 分の 1 以内	国交付等要 綱別記 6- 1 第 1 の 3 (1) に規 定する新設 施設に係る アからウの 合計額で 1 事業申請当 たり 300,000 千 円 国交付等要 綱別記 6- 1 第 1 の 3 (2) に規 定する成果 拡大施設に 係るアから ウの合計額 で機器等の 1 件当たり 50,000 千円	経費の欄に 掲げるアから ウまでの経費 の相互間にお ける 30%を 超える増減	1 事業の新 設又は廃止 2 事業実施 場所の変更 3 事業実施 主体の変更 4 事業費の 30%を超える増又は補助金等の増 5 事業費又は補助金等の 30%を超える減 6 成果目標 の変更
		2	持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策（整備事業） 国交付等要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア 工事費 イ 機械器具費 ウ 工事に必要な実施設計費及び測量試験費	・市町村 ・民間団体等	アからウ 2 分の 1 以内	アからウの 合計額で 150,000 千 円	経費の欄に 掲げるアから ウまでの経費 の相互間にお ける 30%を 超える増減	

(注1) 島根県みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(注2) 各事業の事業実施主体は国交付等要綱別記 1 から 6-2 までに規定する事業実施主体の要件を満たしていなければならない。